

国内募集型企画旅行条件書

本旅行条件書は、旅行業法第12条の4に定める取引条件説明書面及び同法第12条の5に定める契約書面の一部となります。

1. 国内募集型企画旅行契約

- (1)この旅行は、株式会社アイ・ダヴリュール・エイ・ツアー(以下「当社」といいます。)が企画・募集し実施する旅行です。
- (2)当社はお客様が当社の定める旅行日程に従って運送・宿泊機関等の提供する運送、宿泊その他のサービス(以下「旅行サービス」といいます。)の提供を受けることができるように、手配し、旅程管理することを引き受けます。旅行契約の内容・条件は、下記条件のほか、出発前にお渡しする確定書面(最終日程表)及び、当社旅行業約款(募集型企画旅行契約の部)によります。当社約款をご希望の方は、当社にご請求ください。なお当社旅行約款はホームページからご覧になれます。

2. 旅行のお申し込み

- (1)お申込みの際は、必要事項をお申し出のうえ、ホームページ・パンフレット等に記載した申込金を添えてお申込みいただきます。(専用の書面・画面に必要事項を記入いただく場合もございます。)申込金は旅行代金・取消料、若しくは違約料の一部としてまたは全部として取り扱います。
また、旅行契約は、当社らが契約の締結を承諾し申込金を受領したときに成立するものとしとします。
- (2)当社は電話、ファクシミリ、インターネット、郵便その他の通信手段による旅行契約の予約申し込みを受け付けることがあります。
この場合、予約の時点では契約は成立していません。当社から予約承諾の旨を通知した後、お客様に通達した翌日から起算して3日以内に、旅行申込書と申込金のお支払いをしていただきます。この期間内に申込金の支払いがない場合、当社はお申し込みがなかったものとして取り扱います。

旅行代金(お一人様)	30,000円未満	30,000円以上60,000円未満	60,000円以上90,000円未満	90,000円以上
申込金	6,000円	12,000円	18,000円	旅行代金の20%

3. お申し込み条件

- (1)20才未満の方は親権者の同意が必要です。一部のコースを除き、15歳未満の方は保護者の同行を条件とさせていただきます。
- (2)ご参加にあたって特定の条件を定めた旅行について、参加者の性別、年齢、資格、技能その他条件が当社の指定する条件に合致しない場合は、ご参加をお断りする場合があります。
- (3)健康を害している方、車椅子などの器具をご利用になっている方や心身に障がいのある方、食物アレルギー・動物アレルギーのある方、妊娠中の方、妊娠の可能性のある方、身体障害者補助犬(盲導犬、聴導犬、介助犬)をお連れの方その他特別な配慮を必要とする方は、お申込みの際に、参加にあたり特別な配慮が必要となる旨をお申し出ください(旅行契約成立後にこれらの状態になった場合も直ちにお申し出ください)その際は当社からご案内申し上げますので、旅行中に必要となる措置の内容を具体的にお申し出ください。
当社は、可能かつ合理的な範囲内でこれに応じます。これに際して、お客様の状況及び必要とされる措置についてお伺いし、又は書面でそれらを申し出ていただくことがあります。
- (4)当社は、旅行の安全かつ円滑な実施のために介助者又は同伴者の同行、医師の診断書の提出、コースの一部について内容を変更すること等を条件とすることがあります。また、お客様からお申し出いただいた措置を手配することができない場合は旅行契約のお申込みをお断りし、又は旅行契約の解除をさせていただくことがあります。なお、お客様からのお申し出に基づき、当社がお客様のために講じた特別な措置に要する費用は原則としてお客様の負担とします。
- (5)お客様が暴力団員、暴力団関係者、その他反社会的勢力であると判明した場合は、ご参加をお断りします。
- (6)お客様が当社らに対して暴力的又は不当な要求行為や取引に関して脅迫的な言動若しくは暴力を用いる行為などを行った場合は、ご参加をお断りする場合があります。
- (7)お客様が風説を流布したり、偽計や威力を用いて当社らの信用を棄損したり業務を妨害するなどの行為を行った場合は、ご参加をお断りする場合があります。
- (8)お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあると当社が判断する場合は、ご参加をお断りする場合があります。
- (9)お客様のご都合による別行動は原則としてできません。ただし、コースにより別途条件でお受けする場合があります。
- (10)その他当社の業務上の都合があるときには、お申し込みをお断りする場合があります。

4. 契約の成立と最終旅行日程表のお渡し

- (1)旅行契約は、当社が契約の締結を承諾し、申込金または全額を受領したときに成立いたします。
- (2)当社は、旅行契約が成立した場合は旅行サービスの内容その他の旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した契約書面をお渡しします。
- (3)契約書面において、確定された旅行日程、利用運送機関、宿泊機関等の名称を記載できない場合には、これらの確定状況を記載した書面を旅行開始日の前日までに交付いたします。但し、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日目に当たる日以降に旅行申込みがなされた場合にあっては、旅行日当日に確定書面を交付する場合があります。
また、お客様からのお問い合わせがあった場合には、手配状況についてご説明いたします。

5. 旅行代金

- (1)旅行代金は、旅行開始日までの当社が指定する期日までにお支払いください。
- (2)特に注釈のない場合、満12歳以上の方はおとな代金、満3歳以上12歳未満の方は、こども代金となり旅行開始日を基準とします。

6. 旅行代金に含まれているもの

- (1)旅行日程に明示した運送機関の運賃・料金(注釈のないかぎり普通席)。
- (2)宿泊料金、食事料金、観光料金(旅行代金に含まれる旨を明示した観光に伴う入場料金及びガイド料金)及び税・サービス税。
- (3)添乗員が同行するコースにおける添乗員経費、団体行動に必要な心付。
- (4)その他旅行代金に含まれる旨表示したもの。
上記費用はお客様のご都合により、一部利用されなくても原則として払い戻しはいたしません。

7. 旅行代金に含まれていないもの

- (1)超過手荷物料金(規定の重量、容積、個数を超える分について)。
- (2)旅行日程中の自由行動、各自、お客様負担と記載されている交通費等 諸費用。
- (3)クリーニング代、電報電話料、チップ 等、その他の追加飲食等個人的性質の諸費用及びそれに伴う税・サービス料。
- (4)希望者が参加されるオプション・ツアー(別途料金の小旅行)の料金。
- (5)自宅から発着地までの交通費・宿泊費。
- (6)障害、疾病等 任意の国内旅行傷害保険。
- (7)その他当社があらかじめ明示するもの。

8. 旅行契約内容の変更

当社は旅行契約締結後であっても、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施をはかるためやむを得ないときは、お客様にあらかじめ速やかに当該事由が当社の関与し得ないものである理由及び当該事由との因果関係を説明して旅行日程、旅行サービスの内容を変更することがあります。ただし、緊急の場合においてやむを得ないときは変更後にご説明いたします。

9. 旅行代金の変更

- (1)当社は、利用する運送機関の運賃・料金が、著しい経済情勢の変化により、通常想定される程度を大幅に超えて改定されたときは、旅行代金を変更することがあります。増額の場合は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日目にあたる日より前にお知らせいたします。

- (2)前項の規定に基づく契約旅行内容の変更により旅行の実施に要する費用の減少又は増加が生じる場合には当該契約内容の変更の際にその範囲内において旅行代金の金額を変更することがあります。
- (3)第8項により旅行内容が変更され、旅行実施に要する費用(当該契約内容の変更のためにその提供を受けなかった旅行サービスに対して取消料・違約料その他既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用を含みます。)が増加したときは、サービスの提供が行われているにもかかわらず運送・宿泊機関等の座席・部屋その他の諸設備の不足が発生したことによる変更の場合を除き、当社はその変更差額だけ旅行代金を変更します。
- (4)当社は運送・宿泊機関等の利用人員により旅行代金が事なる旨を契約書面に記載した場合において、旅行契約成立後に当社の責に帰すべき事由によらず利用人員が変更になったときは、契約書面に記載したところにより旅行代金の額を変更することがあります。

10. お客様の交替

- (1)当社が承諾したときのみ契約上の地位を第三者に譲り渡すことができます。
- (2)お客様は、前項に定める当社の承諾を求めようとするときは、所定の用紙に記入のうえ、所定の手数料とともに当社に提出していただきます。なお、利用運送機関・宿泊機関等が旅行者の交代に応じない等の理由により、お断りする場合があります。
- (3)第一項の契約上の地位の譲渡は、当社の承諾があった時に効力を生ずるものとし、以後、旅行契約上の地位を譲り受けた第三者は、お客様の当該契約に関する一切の権利及び義務を継承するものとします。

11. お客様による旅行契約の解除(旅行開始前)

- (1)お客さまはいつでも、取消料を当社に支払って旅行契約を解除することができます。
ただし、契約解除のお申し出の受付は当社の営業時間内とします。(営業時間終了後に受信したメール FAXは、翌営業日の受付となります。)
- (2)お客様は次の項目に該当する場合は旅行開始前に取消料を支払うことなく旅行契約を解除することができます。
- a. 旅行契約内容が変更されたとき。ただし、その変更が20項の表に掲げるものその他の重要なものである場合に限りです。
 - b. 第9項(1)に基づき、旅行代金が増額改定されたとき。
 - c. 天災地変、戦乱、暴動、運送、宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。
 - d. 当社らがお客様に対し、第4項の(2)に記載の最終旅行日程表を同項に規定する日までにお渡ししなかったとき。
 - e. 当社の責に帰すべき事由により、記載した旅行日程に従った旅行実施が不可能となったとき。

12. お客様による旅行契約の解除(旅行開始後)

- (1)お客様のご都合により途中で離団された場合は、お客様の権利放棄とみなし、一切の払い戻しをいたしません。
- (2)お客様の責に帰さない事由により確定書面に記載した旅行サービスの提供を受けられない場合には、お客様は、取消料を支払うことなく当該不可能になった旅行サービス提供に係る部分の契約を解除することができます。
- (3)本項(2)場合において、当社は旅行代金のうち旅行サービスの当該受領する事ができなくなった部分に係る金額を旅行者に払い戻します。ただし、当該事由が当社の責に帰すべき事由によらない場合においては、当該金額から、当該旅行サービスに対して取消料・違約料その他の既に支払い、又これから支払わなければならない費用に係る金額を差し引いたものをお客様に払い戻します。

13. 当社による旅行契約の解約(旅行開始前)

- (1)お客様が当社所定の期日までに旅行代金を支払われないときは、当社は当該期日の翌日に旅行契約を解除することがあります。この場合は取消料と同額の違約料をお支払いいただきます。
- (2)次の項目に該当する場合は、当社は旅行契約を解除することがあります。
- a. お客様が当社のあらかじめ明示した性別・年齢・資格・技能その他旅行参加条件を満たしていないことが判明したとき。
 - b. お客様が病気、必要な介助者の不在その他の事由により、当該旅行に耐えられないと認められたとき。
 - c. お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体旅行の円滑な実施を妨げるおそれがあると認められたとき。
 - d. お客様が契約内容に関し合理的な範囲を超える負担を求めたとき。
 - e. お客様が暴力団員、暴力団関係者、その他反社会的勢力であると判明したとき。
 - f. お客様の人数がホームページ・パンフレット等に記載した最少催行人員に満たないとき。この場合は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって13日目にあたる日より前(日帰り旅行は3日目に当たる日より前)に旅行中止のご通知をいたします。
 - g. スキーを目的とする旅行における降雪量の不足のように、当社があらかじめ明示した旅行実施条件が成就しないとき、あるいはそのおそれが極めて大きいとき。
 - h. 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービスの提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、ホームページ・パンフレット等に記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。
 - i. クレジットカードが無効になる等、旅行者が旅行代金に係る債務の一部又は全部を提携会社のカード会社規約に従って決済できなくなったとき。

14. 当社による旅行契約の解除(旅行開始後)

- (1)当社は次に掲げる場合において、旅行開始後であっても旅行者に理由を説明して一部を解除することがあります。
- a. お客様が病気、必要な介助者の不在その他の事由により、旅行の継続に耐えられないと認められるとき。
 - b. お客様が旅行を安全かつ円滑に実施するための添乗員等その他の者による当社の指示への違背、これらの者又は同行する他の旅行者に対する暴行又は脅迫等により団体行動の規律を乱し、当該旅行の安全かつ円滑な実施を妨げるとき。
 - c. 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の継続が不可能となったとき。
- (2)当社が前項の規定に基づいて旅行契約の解除が行われたときであっても、お客様が既に提供を受けた旅行サービスに関する契約は有効に履行されたものとします。当社は旅行代金のうち、お客様がいまだその提供を受けていない旅行サービスに係る部分の費用から当社が当該旅行サービス提供者に支払い、又はこれから支払うべき取消料・違約料その他の名目による費用を差し引いて払戻いたします。
- (3)本項(1) a、c により、当社が旅行契約を解除したときは、お客様のお求めに応じて出発地に戻るための必要な手配をいたします。この場合に要する費用の一切はお客様のご負担となります。
- (4)集合時間を過ぎても集合場所にお越しにならない場合、旅行契約を解除することがあります。この場合権利放棄とみなし払い戻しはできません。

取消料
国内旅行にかかわる取消料

取消日	旅行開始日の前日から起算してさかのぼって			旅行開始日の 前日	旅行開始日の 当日	旅行開始後の解除および 無連絡不参加
	21 日前迄	20 日～8 日前迄	7 日～2 日前迄			
取消料	無料	旅行代金の 20%	旅行代金の 30%	旅行代金の 40%	旅行代金の 50%	旅行代金の 100%

日帰りにかかわる取消料

取消日	旅行開始日の前日から起算してさかのぼって			旅行開始日の 前日	旅行開始日の 当日	旅行開始後の解除および 無連絡不参加
	11 日前迄	10 日～8 日前迄	7 日～2 日前迄			
取消料	無料	旅行代金の 20%	旅行代金の 30%	旅行代金の 40%	旅行代金の 50%	旅行代金の 100%

15. 旅行代金の払い戻し

- (1)当社は、9項(2)(3)、11項から14項までの規定によりお客様または当社が旅行契約を解除した場合で、お客様に対し払い戻すべき金額が生じたときは、旅行開始前の解除による払い戻しにあっては解除の翌日から起算して7日以内に、旅行代金の減額又は旅行開始後の解除による払い戻しにあっては契約書面に記載した旅行終了

日の翌日から起算して30日以内に、お客様に対し当該金額を払い戻しいたします。(クーポン券類をお渡ししている場合、クーポンの提出がない場合には旅行代金の払戻しができないことがあります。)

16. 添乗員 等

- (1)添乗員同行表示コースには、全行程に添乗員が同行いたします。添乗員の行なうサービスの内容は、原則として契約書面に定められた日程を円滑に実施するために必要な業務といたします。旅行中は日程の円滑な実施と安全のため添乗員の指示に従って頂きます。添乗員の業務は原則として8時から20時までとします。
- (2)現地添乗員同行表示コースには、原則として旅行目的地の到着から出発まで現地添乗員が同行いたします。現地添乗員の業務は本項(1)における添乗員の業務に準じます。
- (3)個人型プランには、添乗員等は同行いたしません。お客様が旅行サービスの提供を受けるために必要なクーポン類をお渡しいたしますので、お客様自身で旅程管理をお願い致します。また、旅行サービスの提供を受けるための手続きはお客様ご自身で行って頂きます。
- (4)交通機関等のサービス提供中止やお客様のご都合でご旅行を取り止める場合は、速やかに当社へご連絡をお願いいたします。尚、当社が休業日、又は、営業時間外で連絡が不可能な場合は、お客様自身で残りのご利用予定のサービス提供(宿泊機関・交通機関 等)へ取消・変更の連絡を行ってください。取消処理をされなかった場合は、権利放棄したことになり、一切の返金を受けられないことになりますのでご注意ください。
- (5)現地添乗員が同行しない区間及び現地係員が業務を行なわない区間において、悪天候等によってサービス内容の変更を必要とする事由が生じた場合における代替サービスの手配及び必要な手続きは、お客様ご自身で行って頂きます。

17. 当社の責任

- (1)当社は募集型企画旅行契約の履行にあたって、当社又は当社が手配を代行させた者の故意又は過失により、お客様に損害を与えたときは、お客様が被られた損害を賠償いたします。ただし損害発生の日から起算して2年以内に当社に対して通知があった場合に限りです。
- (2)お客様が天災地変、戦乱、暴動、輸送・宿泊機関 等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社又は当社の手配代行者の関与し得ない事由により損害を被ったときは、当社は前項の場合を除き、その損害を賠償する責任を負うものではありません。
- (3)手荷物について生じた本項(1)の損害につきましては、本項(1)のお客様からの損害通知期間規定にかかわらず損害発生の日から起算して14日以内に当社に対して申し出があった場合に限り賠償いたします。ただし補償額はお一人様あたり15万円を限度(当社に故意又は重大な過失がある場合を除きます。) いたします。

18. 特別補償

- (1)当社は前項(1)の当社の責任が生ずるか否かを問わず、当社約款特別補償規程で定めるところにより、旅行者が募集型企画旅行参加中にその生命、身体の上に被った一定の損害につきましては死亡補償金(1,500万円)・入院見舞金(2万円～20万円)・通院見舞金(通院日数により1万円～5万円)を、また手荷物に対する損害につきましては損害補償金(手荷物1個又は1対あたり10万円を上限、1募集型企画旅行お客様1名あたり15万円を上限とします。) を支払います。なお、手荷物の損害に対して保険金を支払うべき保険契約がある場合は、当社は、当社が支払うべき損害補償金の額を減額することがあります。 ただし、現金、有価証券、クレジットカード、クーポン券、航空券、パスポート、宝石類、貴重品、撮影済みのフィルム、コンタクトレンズ その他対象とならないものがあります。
- (2)本項(1)にかかわらず、当社の手配による募集型企画旅行に含まれる旅行サービスの提供が一切行われない日については、その旨ホームページ・パンフレット等に明示した場合に限り、当該募集型企画旅行参加中とはいいたしません。
- (3)お客様が募集型企画旅行参加中に被られた損害が、お客様の故意、酒酔い運転、法令違反行為、疾病等のほか、募集型企画旅行に含まれない場合で、自由行動中の山岳登山(ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの)、リュージュ、ボブスレー、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機(モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等)搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動中の事故によるものであるときは、当社は本項(1)の補償金及び見舞金を支払いません。
- (4)当社が本項(1)に基づく補償金支払い義務と前項により損害賠償義務を重ねて負う場合であっても、一方の義務が履行されたときはその金額の限度において補償金支払義務・損害賠償義務とも履行されたものいたします。

19. お客様の責任

- (1)お客様の故意、過失、法令、公序良俗に反する行為、もしくはお客様が当社約款の規定を守らないことにより当社が損害を被ったときは、当社はお客様から損害の賠償を申し受けます。
- (2)お客様は当社から提供された情報を活用し、契約書面に記載されたお客様の権利・義務その他契約の内容について理解するように努めなければなりません。
- (3)お客様は、旅行開始後に、契約書面に記載された旅行サービスについて、提供された旅行サービスが記載内容と異なるものと認識したときは、旅行地において迅速な対応をさせていただく為に速やかに当社まで申し出ください。

20. 旅程保証

- (1)当社は、次表欄に掲げる契約内容の重要な変更が生じた場合（ただし次の①・②・③で規定する変更を除きます。）は、「旅行代金」に次表に記載する率を乗じて得た額の変更補償金を旅行終了日の翌日から起算して30日以内にお客様に支払います。ただし、当該変更について当社に第17項(1)の規定に基づく責任が発生することが明らかな場合には、変更補償金としてではなく、損害賠償金の全部又は一部として支払います。
 - ①次に掲げる事由による変更の場合は、当社は変更補償金を支払いません。
 - ア. 旅行日程に支障をもたらす悪天候、天災地変
 - イ. 戦乱
 - ウ. 暴動
 - エ. 官公署の命令
 - オ. 欠航、不通、休業等運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止
 - カ. 遅延、運送スケジュールの変更等当初の運行計画によらない運送サービスの提供
 - キ. 旅行参加者の生命又は身体安全確保のため必要な措置
 - ②第11項から第14項までの規定に基づき旅行契約が解除されたときの当該解除された部分に係る変更の場合、当社は変更補償金を支払いません。
 - ③パンフレットに記載した旅行サービスの提供を受ける順序が変更になった場合でも、旅行中に当該旅行サービスの提供を受けることができた場合においては、当社は変更保証金を支払いません。
- (2)当社が一つの旅行契約に基づきお支払いする変更保証金の額は、旅行者1名に対して1募集型企画旅行につき旅行代金に15%を乗じた額をもって限度といたします。また、旅行者1名に対して1募集型企画旅行につき支払うべき変更補償金の額が1,000円未満であるときは、当社は変更補償金を支払いません。
- (3)当社はお客様の同意を得て金銭による変更補償金・損害賠償金の支払いに替え、これと相応の物品サービスの提供をもって補償を行なうことがあります。

変更補償金の支払いが必要となる変更	一件あたりの率(%)	
	旅行開始前	旅行開始後
一 契約書面に記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更	1. 5	3. 0
二 契約書面に記載した入場する観光地又は観光施設（レストランを含みます。）その他の旅行の目的地の変更	1. 0	2. 0
三 契約書面に記載した運送機関の等級又は設備のより低い料金のものへの変更（変更後の等級及び設備の料金の合計額が契約書面に記載した等級及び設備のそれを下回った場合に限りです。）	1. 0	2. 0
四 契約書面に記載した運送機関の種類又は会社名の変更	1. 0	2. 0
五 契約書面に記載した本邦内の旅行開始地たる空港又は旅行終了地たる空港の異なる便への変更	1. 0	2. 0
六 契約書面に記載した本邦内と本邦外との間における直行便の乗継便又は経由便への変更	1. 0	2. 0
七 契約書面に記載した宿泊機関の種類又は名称の変更(変更後の等級が上回った場合を除く)	1. 0	2. 0
八 契約書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備、景観その他の客室の条件の変更	1. 0	2. 0
九 前各号に掲げる変更のうち契約書面のツアー・タイトル中に記載があった事項の変更	2. 5	5. 0

注一	「旅行開始前」とは、当該変更について旅行開始日の前日までに旅行者に通知した場合をいい、「旅行開始後」とは、当該変更について旅行開始当日以降に旅行者に通知した場合をいいます。
注二	確定書面が交付された場合には、「契約書面」とあるのを「確定書面」と読み替えた上で、この表を適用します。この場合において、契約書面の記載内容と確定書面の記載内容との間又は確定書面の記載内容と実際に提供された旅行サービスの内容との間に変更が生じたときは、それぞれの変更につき一件として取り扱います。
注三	第三号又は第四号に掲げる変更に係る運送機関が宿泊設備の利用を伴うものである場合は、一泊につき一件として取り扱います。
注四	第四号に掲げる運送機関の会社名の変更については、等級又は設備がより高いものへの変更を伴う場合には適用しません。
注五	第四号又は第七号若しくは第八号に掲げる変更が一乗車船等又は一泊の中で複数生じた場合であっても、一乗車船等又は一泊につき一件として取り扱います。
注六	第九号に掲げる変更については、第一号から第八号までの率を適用せず、第九号によります。

21. 団体・グループの契約について

- (1)当社は、団体・グループを構成する旅行者の代表としての契約責任者から、旅行申込みがあった場合、契約の締結及び解除等に関する一切の代理権を契約責任者が有しているものとみなし、契約取引を行います。
- (2)契約責任者は、当社が定める日までに、構成者の名簿を当社に提出しなければなりません。
- (3)当社は、契約責任者が構成者に対して現に負い、又は将来負うことが予想される債務又は義務については、何らの責任を負うものではありません。
- (4)当社は、契約責任者が団体・グループと同行しない場合、旅行開始後においては、あらかじめ契約責任者が選任した構成者を契約責任者とみなします。

22. お買い物案内について

お客様の便宜をはかるため、観光中・送迎中にお土産店にご案内することがあります。当社ではお店の選定には、万全を期しておりますが、購入の際には、お客様の責任でご購入ください。当社では商品の交換や返品等のお手伝いはしかねますのでトラブルが生じないように商品の確認及びレシートの受け取りなどを必ず行ってください。

24. 個人情報の取扱いについて

- (1)当社は旅行申込みの際にご提出いただいた個人情報について、お客さまとの連絡や運送・宿泊機関等の手配のために利用させていただくほか、当社旅行契約上の責任、事故時の費用等を負担する保険の手続き上必要な範囲内、並びに旅行先のお客様のお買い物等の便宜のため、お客様のお名前および搭乗される航空便名に係る個人データを、予め電子的方法等で提携する事業者提供いたします。
- (2)当社は当社が保有するお客さまの個人情報を商品開発、キャンペーンご案内、旅行参加後のご意見や感想、アンケートのお願い、特典サービスの提供、統計資料の作成に、お客様の個人情報を利用していただくことがあります。
- (3)当社は、旅行中に疾病・事故等があった場合に備え、お客様の旅行中の連絡先の方の個人情報を伺っています。この個人情報は、お客様に疾病等があった場合で連絡先の方へ連絡の必要があると当社が認めた場合に使用させていただきます。お客様は、連絡先の方の個人情報を当社に提供することについて連絡先の方の同意を得るものとします。
- (4)当社は、手配代行業務、旅行添乗業務、空港等でのあ旋サービス業務等において、本項(1)により取得した個人情報を取扱う業務の一部または全部を他社へ委託することがあります。
この場合、当社は当該委託先企業を当社基準により選定し、秘密保持に関する契約を交わした上で個人情報を預託いたします。
- (5)当社は、当社が保有するお客様個人データのうち、氏名、住所、電話番号又はメールアドレスなどのお客様への連絡にあたり必要となる最小限の範囲のものについて、当社のグループ企業との間で共同して利用させていただきます。当該グループ企業は、それぞれの企業の営業案内、お客様のお申込の簡素化、催し物内容等のご案内、ご購入いただいた商品の発送のために、これを利用していただくことがあります。なお、お客様の個人データの開示・訂正・削除のお申出窓口、お客様の個人データを共同利用する当社グループ企業の名称及び個人情報の管理を行っている当社グループ企業については、当社ホームページ（<http://www.iwa-fuk.co.jp/>）をご参照ください。

25. 旅行条件・旅行代金の基準

本旅行条件の基準日と旅行代金の基準日については、ホームページ・パンフレット等に明示した日となります。

26. その他

- (1)お客様が個人的な案内・買物等を添乗員等に依頼された場合のそれに伴う諸費用、お客様の怪我、疾病等の発生に伴う諸費用、お客様の不注意による荷物紛失・忘れ物回収に伴う諸費用、別行動手配に要した諸費用が生じたときには、それらの費用はお客様にご負担いただきます。
- (2)当社はいかなる場合も旅行の再実施はいたしません。
- (3)当社の募集型企画旅行にご参加いただくことにより、航空会社のマイレージサービスを受けられる場合がありますが、同サービスに関するお問い合わせ、登録等はおお客様ご自身で当該航空会社に行ってください。なお、利用航空会社が変更になった場合は、当社は当該マイレージサービスを受領できなかったことについて一切責任を負いません。
- (4)この条件に定めのない事項は当社募集型企画旅行約款によります。

27. 旅行傷害保険加入のすすめ

ご安心してご旅行いただくため、お客様ご自身にて旅行傷害保険へのご加入をお勧め致します。
国内旅行保険については当社らの係員にお問い合わせください。

旅行企画・実施 観光庁長官登録旅行業 第1051号
株式会社アイ・ダヴリユー・エイ・ツアー
〒812-0025 福岡県福岡市博多区店屋町6番25号
(社)日本旅行業協会正会員